

# 衆議院文部科学委員会ニュース

【第210回国会】令和4年11月9日（水）、第3回の委員会が開かれました。

## 1 文部科学行政の基本施策に関する件

・永岡文部科学大臣、尾身総務副大臣、井出文部科学副大臣、築文部科学副大臣、伊藤文部科学大臣政務官、本田厚生労働大臣政務官及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

（参考人）全国靈感商法対策弁護士連絡会・弁護士 阿部克臣君

（質疑者）柚木道義君（立憲）、牧義夫君（立憲）、荒井優君（立憲）、森山浩行君（立憲）、金村龍那君（維新）、堀場幸子君（維新）、西岡秀子君（国民）、宮本岳志君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 柚木道義君（立憲）

旧統一教会をめぐる諸問題について

ア 宮内文部科学委員長と旧統一教会の関係について

- a 理事会で確認した事項に間違いがないことの確認
- b 今後新たに接点が判明することがないことの確認

イ 報告徴収、質問権行使及び解散命令請求について

- a 宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議で示された質問権行使の基準の内容
- b 早期の質問権行使及び解散命令請求に向けた流れ
- c 文化庁と全国靈感商法対策弁護士連絡会との連携の現状
- d 質問権行使により得られる情報を解散命令請求に活用できる見通し
- e 旧統一教会はすでに質問権行使の基準を満たしているという意見に対する阿部参考人の見解
- f 次回の宗教法人審議会で質問の内容を決定すると同時に質問権行使を決定する必要性
- g 宗教法人審議会に諮らないプロセスの可否

ウ 被害者救済等に係る法案についての政府の方針並びに与党案及び立憲・維新案に関する阿部参考人の見解

エ 宗教2世問題について

- a 被害者支援について、宗教に関わる虐待の事例を示し、実効性・即効性のある対策を講ずる必要性
- b 児童虐待の防止等に関する法律の改正に向けて当事者の意見を聴く必要性

オ 旧統一教会の名称変更に係る応接記録及び名称変更の理由が分かる資料を公表する必要性

### 牧義夫君（立憲）

(1) 神宮外苑地区のいちよう並木を名勝に指定する可能性

(2) 東京都立高等学校入学者選抜における英語のスピーキングテスト導入について

ア 永岡文部科学大臣及び文部科学省の見解

イ 数年間は合否の判断に使用しないよう文部科学省が指導する必要性

(3) 旧統一教会をめぐる諸問題について

ア 名称変更について

a 情報公開法の立案時に、総務庁が文化庁に対し、信教の自由のみを特別扱いできないと回答したという事実の有無

b 名称変更に関する資料について情報公開法第7条（裁量的開示）に基づき開示すべきという意見に対する総務省の見解

イ 報告徴収、質問権行使及び解散命令請求について

- a 質問の内容
- b 質問権行使は解散命令請求に当たっての必須の条件なのか

#### 荒井優君（立憲）

- (1) 永岡文部科学大臣の大臣就任3か月を経た所感
- (2) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会をめぐる贈収賄事案について
  - ア スポーツ事業を所管する文部科学省の責任者として永岡文部科学大臣は本事案を岸田内閣総理大臣に報告したのか
  - イ 岸田内閣総理大臣に報告し、指示を仰ぐ必要性
  - ウ 冬季オリンピック・パラリンピック競技大会を札幌市に招致するためにも、文部科学省が主導して本事案の全容を解明する必要性
- (3) 旧統一教会をめぐる諸問題について
  - ア 宗教法人の情報公開が十分でないために社会的に問題がある宗教法人が今後も出現することへの懸念
  - イ 宗教法人の情報公開の在り方

#### 森山浩行君（立憲）

- (1) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会をめぐる贈収賄事案への文部科学省の対応方針
- (2) 特別支援学校の生徒の就職の選択肢が狭い現状に対する文部科学省の見解
- (3) 旧統一教会をめぐる諸問題について
  - ア 名称変更の際に文部科学大臣に報告した資料を開示すべきではないか
  - イ 自民党の旧統一教会との関係を断つ方針に永岡文部科学大臣が賛成しているか
  - ウ 解散命令請求について
    - a 解散を命じる意義についての阿部参考人及び永岡文部科学大臣の見解
    - b 質問権行使及び解散命令請求に至らなかった場合、現在の活動を是認することになるのではないかと懸念に対する永岡文部科学大臣の見解
    - c 解散命令請求に当たり全国霊感商法被害対策弁護士連絡会に協力要請があった場合の対応についての阿部参考人の見解
  - エ 被害者救済について
    - a 永岡文部科学大臣の被害者との面会の有無
    - b 永岡文部科学大臣が被害者と面会する必要性
    - c 永岡文部科学大臣は民間団体が本年9月に実施した宗教2世に対するアンケート調査を承知しているか
    - d 政府として宗教2世に関する大規模調査を行う必要性
    - e 現在検討されている被害者救済のための立法措置の与党案は救済対象の範囲が狭いとする阿部参考人の意見の趣旨
  - オ 宗教教育を充実する必要性

#### 金村龍那君（維新）

- (1) 主権者教育について自らルールを作るという学級活動の取組事例及び取組を通じた狙い
- (2) 茨城県の県立高校における副校長（翌年校長）に外部の民間人材を登用した取組を全国に展開していくべきとの意見に対する永岡文部科学大臣の見解
- (3) 宗教2世問題について

- ア 教育基本法第 15 条に規定されている「宗教教育」の今後の指導方針
- イ いじめ、児童虐待対策の現状についての阿部参考人の見解
- ウ 食育や性教育等を通じて自らが特異な環境にいることに気づかせるための学校現場の取組
- (4) 北朝鮮による拉致問題を風化させないよう、政府が制作したアニメ「めぐみ」等の積極的な活用を学校現場に周知していくべきとの意見に対する永岡文部科学大臣の見解

#### 堀場幸子君（維新）

- (1) 特別支援教育について
  - ア インクルーシブ教育システムの概要
  - イ 小学校の特別支援学級の在り方についての永岡文部科学大臣の見解
  - ウ 通級による指導の普及状況
  - エ 9月9日に公表された国連・障害者権利委員会の総括所見及び勧告に対する永岡文部科学大臣の見解
- (2) 学校教育を通じて、宗教 2 世の児童生徒自身が特異な環境にいることに気づく事例についての阿部参考人の見解
- (3) 「令和 3 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、いじめの認知件数が増加した原因及び重大事態への対応策

#### 西岡秀子君（国民）

- (1) 旧統一教会をめぐる諸問題について
  - ア 解散命令請求を見通した報告徴収、質問権行使に向けての現状
  - イ 解散命令請求に向け、全国霊感商法対策弁護士連絡会と連携する必要性
  - ウ 被害者救済に係る新法の取りまとめに当たり、国民民主党の提案を取り入れる考えはあるか
  - エ 旧統一教会の反社会性に対する阿部参考人の見解
  - オ 解散命令請求が認められる見通しについての阿部参考人の見解及び政府への要望
- (2) 教員のなり手不足について
  - ア 採用試験の早期化及び教員の魅力向上等に係る文部科学省の方針
  - イ 採用試験の早期化、複線化に係る検討状況

#### 宮本岳志君（共産）

- (1) 宮内文部科学委員長が出席した旧統一教会本体主催の会合について、主催をどの関連団体と認識していたのか
- (2) 旧統一教会をめぐる諸問題について
  - ア 名称変更の際に文部科学大臣に報告した資料について裁量的開示を行う必要性
  - イ 非開示とされている平成 7 年の宗教法人法改正の議論を行った宗教法人審議会の議事録について
    - a 宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議及び宗教法人審議会の委員が当該議事録の確認を希望した場合の対応
    - b 当時、非開示とする決定を行った事実の有無
  - ウ 平成 7 年に宗教法人に関する特別委員会の理事会に提出した宗教法人審議会の審議概要の有無及び存在が確認できた場合の対応
  - エ 報告徴収、質問権行使を経ずに解散命令請求を行うことについての阿部参考人の見解
  - オ 報告徴収、質問権行使中に解散命令請求を行うことの可否
  - カ 井出文部科学副大臣に示された推薦確認書の記載項目

- キ 文部科学省が、性的マイノリティとされる児童生徒に対して、差別なくきめ細やかな対応が必要とする立場であることの確認
- ク 文部科学省が「文化共産主義」でないことの確認
- ケ 超党派で合意したLGBT理解増進法案が自民党内の手続きで頓挫した経緯に対する永岡文部科学大臣の見解